

令和6年度

広島県児童発達支援センター等機能強化事業
福山市障がい児等療育支援事業
呉市障害児等療育支援事業

(広島市分を除く)

実態調査報告書

広島県障害児(者)地域療育等支援事業連絡協議会

調 査 趣 旨

広島県では、障害児(者)地域療育等支援事業を平成（以降、Hと表記）8年4月より事業の委託を開始し、以後H14年10月までに（広島市を除き）10事業所に事業を委託、H18年の制度改正後、障害児等療育支援事業として、H21年度及びH27年度に各1か所増え、現在12か所がこの事業を委託している。広島県障害児(者)地域療育等支援事業連絡協議会では、事業の重要性を明らかにしていくために、H18年度より、事業の実態調査及び事業を利用する保護者の意識調査も併せて報告書としてまとめてきた。

一方、障害者自立支援法の施行に際し、これまでの障害児(者)地域療育等支援事業は、相談支援事業の部分が市町による「障害者相談支援事業」に移行し、療育3事業（訪問療育・外来療育・施設支援）が都道府県による「障害児等療育支援事業」に分かれた。当連絡協議会としては、年度ごとに財政的基盤が変動していく本事業について、前歴の調査ではH23年度を中心としてH21年～23年度の状況を、H27年度を中心としてH25年～27年度の状況、H28年度から令和（以降、Rと表記）5年度までは毎年度実施状況を調査した。

そうした中でR元年度（以降R1年度と表記）より「障害児等療育支援事業」は、障害児への地域支援体制の推進を中心に、身近な地域での発達支援体制の充実を図るため、専門的な療育指導、相談等を実施し、早期かつ専門的で重層的な連携支援体制の充実を図ることを目的とした「児童発達支援センター等機能強化事業」に改編された。療育3事業について、「施設支援一般指導事業」は「地域施設対応力向上支援事業」、「訪問療育指導事業」は「多障害・早期専門対応地域支援事業」、「外来療育指導事業」は「支援コーディネート事業」とし、事業内容が大きく変わるものではないものの、子どもの成長に関し支援関係者等が気になる状態への早期支援を主たる目的とし、結果として対象がこれまでより絞られた事業内容となっている。

R2年度から続いた新型コロナの影響は減少し、R5年5月8日に感染症法上の位置づけが「5類」に移行したことに伴い「ウイズコロナ」から「アフターコロナ」に転換した状況において、本事業の重要性を確認していくために、R6年度の「児童発達支援センター等機能強化事業」について実態調査を行った。

調査年度：令和6年度

調査対象事業所：県内12カ所（広島市を除く）

調査時期：令和7年7月19日～令和7年8月18日

調査対象施設名	回答の有無	施設種別	事業実施時期	障害福祉圏域	対象市町名
福山六方学園地域療育支援センターあしすと	有	障害児通所施設	H. 8年10月	福山・府中	福山市
あいあい	有	児童発達支援センター	H. 8年10月	尾三	尾道市・三原市 福山市・府中市
子鹿医療療育センター	有	入所支援施設	H. 9年10月	備北	三次市・庄原市 安芸高田市
若草園	有	医療型 児童発達支援センター	H. 10年10月	広島県	福山市を除く全域
柏学園	有	児童発達支援センター	H. 10年10月	広島	広島市・安芸郡
呉本庄つくし園	有	児童発達支援センター	H. 11年10月	呉	呉市・江田島市 熊野町・東広島市
「ゼノ」こぼと園	有	児童発達支援センター	H. 12年10月	福山・府中 (尾三・備北)	福山市・府中市 尾道市・三原市 世羅町・庄原市
広島西子ども発達支援センターくれよん	有	児童発達支援センター	H. 12年10月	広島西	廿日市市・大竹市
デイサービスひろば	有	障害児通所支援事業	H. 14年10月	広島中央	竹原市・大崎上島町 東広島市
草笛学園	有	児童発達支援センター	H. 14年10月	福山・府中	福山市・府中市 神石高原町
あづみ園	有	児童発達支援センター	H. 21年4月	尾三	尾道市・三原市 福山市・府中市
ひかり園	有	児童発達支援センター	H. 27年4月	福山・尾道	福山市・尾道市 府中市・神石高原町

目 次

1 児童発達支援センター等機能強化事業（地域施設対応力向上支援事業／多 障害・早期専門対応地域支援事業／支援コーディネート事業）の実施状況に ついて.....	1
(1) 機能強化事業実施形態について.....	1
(2) 地域施設対応力向上支援事業.....	1
(3) 多障害・早期専門対応地域支援事業.....	5
(4) 支援コーディネート事業.....	16
2 機能強化事業（地域施設対応力向上支援事業／多障害・早期専門対応地域 支援事業／支援コーディネート事業）を実施していく上で、困難と感じる事 柄、解決すべき課題、希望する事業の在り方、等々について	25

1 児童発達支援センター等機能強化事業（地域施設対応力向上支援事業／多障害・早期専門対応地域支援事業／支援コーディネート事業）の実施状況について

（1）機能強化事業実施形態について

i) 機能強化事業実施形態について

	地域施設対応力向上支援事業		多障害・早期専門対応地域支援事業		支援コーディネート事業	
	1. 実施	2. 実施なし	1. 実施	2. 実施なし	1. 実施	2. 実施なし
① 自施設での実施	10	2	10	2	12	0
② 他施設と共同で実施	0	12	1	11	0	12
③ 再委託の実施	0	12	0	12	0	12

※前回調査までと比較すると、地域施設対応力向上支援事業は実施数、実施形態について変わりはない。多障害・早期専門対応地域支援事業は実施数が増えた。R6年4月に施行された改正児童福祉法において、児童発達支援センターは地域の障害児通所支援事業に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能や、地域のインクルージョン推進の中核としての機能の発揮が求められていることと関連していると考えられる。支援コーディネート事業も実施数は変わらないものの、実施形態の再編があった。各施設が拠点的な役割を果たすために実施を試みて、各地域の支援体制を構築、充実させていくことが目指すべき方向性として考えられるが、こうした事業展開のためには本事業を障害保健福祉圏域ごとに再構築し、地域格差のない支援体制について具体的に検討していく必要はあると考えられる。

（2）地域施設対応力向上支援事業

①令和6年度の実施件数と支援した箇所数及び対象人数について

	件数	箇所数	対象人数
保育所・幼稚園・認定こども園	376	126	461
小学校・中学校・高校	50	39	73
特別支援学校	7	3	7
障害児通所支援事業所	44	3	31
障害福祉サービス事業所（生活介護）	10	4	10
その他 （具体的：まごころ、エスポワール、庄原遊びの会）	11	3	5
合計	498	178	587

※実施件数はR1年度が299件であったが、コロナ禍のR2年度が265件、R3年度が287件と減少したものの、ウィズコロナからアフターコロナに転換し、R4年度は324件

でコロナ禍前の実績を上回り、その後も増加を続け、今回の調査では498件となり、R1年度の167%まで増加した(図1)。

対象人数もR1年度は305人であったが、コロナ禍はR2年度249人で、R3年度283人と減少したものの、R4年度388人でコロナ禍前の実績を上回り、その後も増加を続け、今回の調査では587人となり、R1年度の192%まで増加した(図2)。

いずれもR6年4月に施行された改正児童福祉法において、児童発達支援センターは地域のインクルージョン推進の中核としての機能の発揮が求められていることと関連しながら、幼稚園や保育所等、地域で子どもへの支援に携わる施設のニーズに対応できる状況となってきており、身近な地域での発達支援体制の充実を図るといった本事業の目的に一層沿った結果になっていると考えられる。

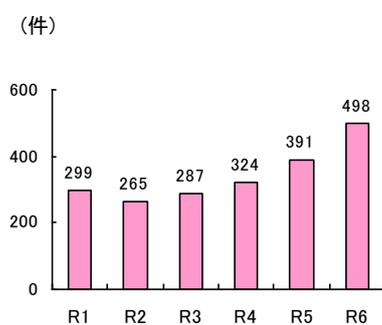


図1 実施件数

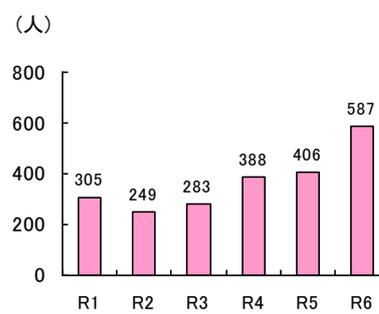


図2 対象人数

※実施件数の内訳をみると、障害児通所支援事業所への支援がR5年度は6件であったが、今回の調査では44件で700%以上に増加し、障害福祉サービス事業所への支援も含めると900%に増加している(図3)。

このことはR6年4月に施行された改正児童福祉法において、児童発達支援センターが地域の障害児通所支援の中核的な役割を担う機関として位置づけられ、地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能の発揮が求められていることと関連しながら、地域での発達支援体制の充実が図られており、本事業の目的に一層沿った結果になっていると考えられる。

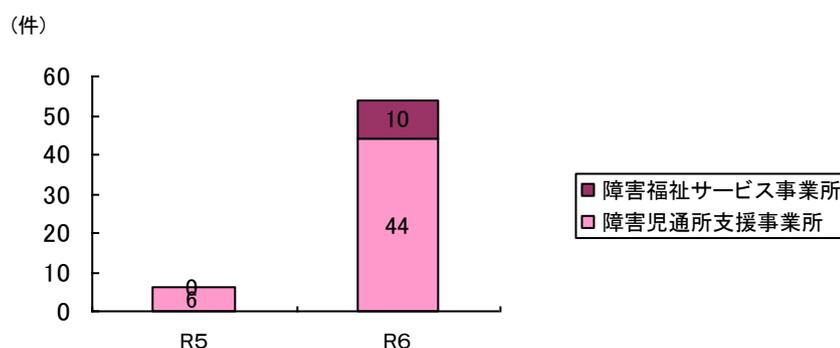


図3 障害児通所支援事業所・障害福祉サービス事業所 実施件数

※本事業の支援先は保育所・幼稚園・認定こども園が最も多く、総件数の76%（図4）、対象人数の79%であった（図5）。このことは、身近な地域で、早朝から専門的な発達支援体制の充実を図るといった本事業の目的に沿った結果になっていると考えられる。

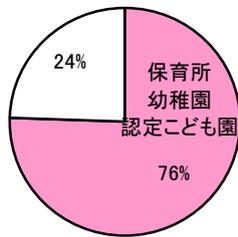


図4 支援先別実施件数

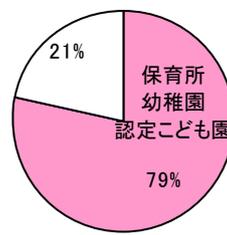


図5 支援先別対象人数

※本事業の対象人数は587人、支援箇所は178箇所であり、一箇所1回当たり3.3人の支援を実施していることになる。また一箇所当たりの訪問回数は年間2.8回となっており、半年に一回しか行っていないことになる。これらの数値はコロナ禍前と比べてもほとんど変わりはなく、支援を依頼する施設としては目的に合う支援回数より少ないと考えられる。要因の一つとして、職員の専門性を担保する上では経験年数及び専門知識を要する事業であり、一箇所で半日以上を過ごすことも多い事業であるだけに、支援ニーズがあっても十分に対応できない状況があると考えられる。

②令和6年度の支援した個所数を市町に分けて記入してください。

圏域	市町名	箇所数
広島西	大竹市	6 箇所
	廿日市市	38 箇所
広島	広島市	0 箇所
	安芸高田市	1 箇所
	府中町	14 箇所
	海田町	13 箇所
	熊野町	1 箇所
	坂町	4 箇所
	安芸太田町	0 箇所
	北広島町	0 箇所
呉	呉市	23 箇所
	江田島市	1 箇所
広島中央	竹原市	1 箇所

	東広島市	0 箇所
	大崎上島町	0 箇所
尾三	三原市	0 箇所
	尾道市	37 箇所
	世羅町	2 箇所
備北	三次市	7 箇所
	庄原市	9 箇所
福山・府中	福山市	20 箇所
	府中市	0 箇所
	神石高原町	1 箇所
合計		178 箇所

※この事業は広域の見地にとって事業の推進を図る観点から、障害保健福祉圏域に概ね2か所の施設が指定され実施するものとされているが、支援を実施した個所数は市町によって偏りがみられ、地域格差のない支援体制について検討していく必要はあると考えられる。

③令和6年度の地域施設対応力向上支援事業を実施した中で、保育所等訪問支援事業に繋がったケースは何人いますか。また、保育所等訪問支援事業につながったため、地域施設対応力向上支援事業は終了した箇所数について

保育所等訪問支援事業に繋がったケース数	20 人
保育所等訪問支援事業に繋がったため、地域施設対応力向上支援事業は終了した箇所	7 箇所

※本事業の対象人数は587人で、そのうち20人が保育所等訪問支援事業に繋がっており、その割合は3%であった(図6)。また保育所等訪問支援事業に繋がったため、地域支援対応力向上支援事業は終了した箇所は7箇所であり、その割合は4%であった(図7)。このことから本事業の対象の多くは保育所等訪問支援事業の対象ではない子どもであり、地域での発達支援体制の充実が図られており、本事業の目的に沿った結果になっていると考えられる。

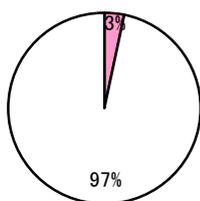


図6 保育所等訪問支援に繋がったケース数

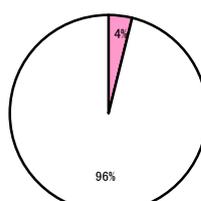


図7 保育所等訪問支援に繋がったため地域施設対応力向上支援事業は終了した箇所数

(3) 多障害・早期専門対応地域支援事業

①子育て支援機関連携

i) 実施件数合計

20 件	{	内	対面による研修	16 件
			オンライン研修	0 件
			対面+オンラインによるハイブリッド研修	4 件

ii) 実施状況

参加者数合計	1,176 人
--------	---------

参加者の所属	箇所数
障害児通所支援関係	13
幼稚園・保育所・認定こども園関係	19
教育関係	11
子育て支援機関関係	14
その他（行政、保護者、一般人）	4

※新規事業として実施されたR1年度の実績は7件であったが、コロナ禍のR3年度は3件と減少したものの、R5年度は17件でコロナ禍前の実績を上回り、今回の調査では20件となり、R1年度の286%まで増加した（図8）。

参加人数もR1年度は288人であったが、R3年度は27人と減少したものの、R5年度は451人、今回調査では1176人となり、R1年度の408%まで増加した（図9）。

いずれもR6年4月に施行された改正児童福祉法において、児童発達支援センターは地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能や、地域のインクルージョン推進の中核としての機能の発揮が求められていることと関連しながら、支援機関に対して専門的かつ適切な支援を行うための研修を実施することにより、身近な地域での発達支援体制の充実を図るといった本事業の目的に一層沿った結果になっていると考えられる。

参加者は幼稚園や保育所等、地域で子どもへの支援に携わるスタッフ、障害児通所支援事業所やネウボラ等、子育て支援に携わるスタッフ、学校教育関係者、保護者と幅広かった。研修内容は発達支援、家族支援、地域支援に関する内容であった。

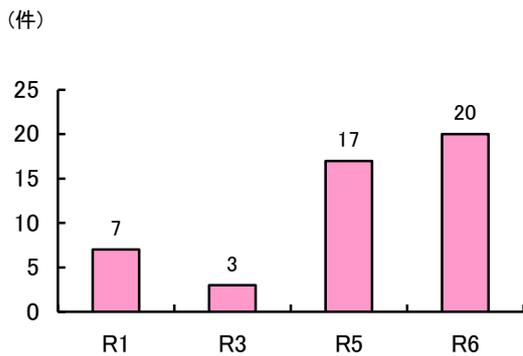


図8 子育て支援機関連携実施件数

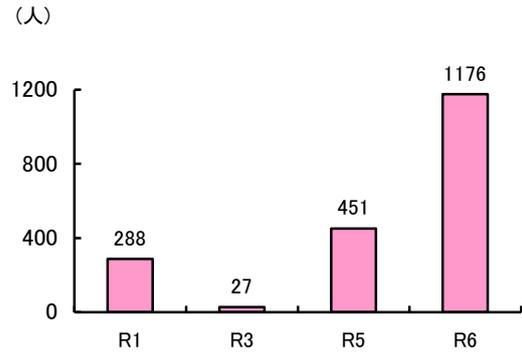


図9 子育て支援機関連携参加人数

※実施件数20件のうち対面による研修が16件、対面とオンラインを組み合わせたハイブリッド型による研修が4件で、オンライン研修が0件であった。本事業は公開療育やケース検討等、研修内容による集合研修が有効なものもあるため、研修内容によって集合研修とハイブリッド型による研修を使い分けて実施されていると考えられる(図10)。

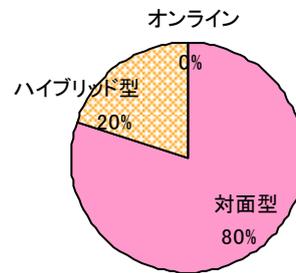


図10 子育て支援機関連携形態別実施数

②専門性向上

i) 令和6年度の多障害・早期専門対応地域支援事業の「専門性向上」の実施件数及び実人員の数について 個別又は集団方法別とそれぞれ家庭訪問又は地域巡回別に記入。

【 】内には、実人員を記入。

		乳幼児 (3歳未満児)	幼児 (3～5歳児)	小学生	中・高校生 ・20歳未満	20歳 以上	計	受給者証 所持の数
個別	家庭 訪問	4件 【3人】	1件 【1人】	0件 【0人】	0件 【0人】	0件 【0人】	5件 【4人】	4件 【3人】
	地域 巡回	71件 【32人】	137件 【69人】	191件 【74人】	14件 【7人】	1件 【1人】	414件 【183人】	11件 【6人】
内 新規		42件 【25人】	45件 【34人】	78件 【45人】	8件 【5人】	1件 【1人】	174件 【110人】	9件 【6人】
集団	家庭 訪問	0件 【0人】	0件 【0人】	0件 【0人】	0件 【0人】	0件 【0人】	0件 【0人】	0件 【0人】
	地域 巡回	280件 【37人】	537件 【41人】	13件 【10人】	5件 【4人】	0件 【0人】	835件 【92人】	29件 【6人】
内 新規		161件 【26人】	71件 【8人】	0件 【0人】	0件 【0人】	0件 【0人】	232件 【34人】	0件 【0人】

ii) 令和6年度の多障害・早期専門対応地域支援事業「専門性向上」全体の件数・実人員について

	全体		内 新規	
件数	1,254	件	406	件
実人員	231	人	136	人

※実施総件数はR1年度1924件であったが、コロナ禍のR2年度が1168件、R3年度が928件と減少したものの、ウィズコロナからアフターコロナに転換し、R4年度は1301件、R5年度は1221件で、今回の調査では1254件となった(図11)。コロナ禍と比較すると増加しているものの、コロナ禍前の実績よりは下回る結果となっている。

実施件数の内訳をみると、集団療育の実施件数がR1年度1523件であったが、コロナ禍のR2年度が780件、R3年度が631件と減少したものの、R4年度は888件、R5年度は777件で、今回の調査では835件となった(図12)。実施総件数と同様にコロナ禍と比較すると増加しているものの、コロナ禍前の実績より下回る結果となっている。

集団療育内の一定数は島しょ部を巡回して療育・相談を継続的に実施しているが、島しょ部の人口減少や少子高齢化が進行しており、このことが集団療育の実施件数や実施総件数がコロナ禍前の水準に戻らないことと関連していると考えられるものの、ネウボラや市町母子保健と連携して集団療育を実施することにより、子育ての困難さや不安を感じた段階から、身近な地域で発達支援、家族支援を行うことは、福祉の向上を図るためには有効であるため、本事業の継続は重要であると考えられ、今後の動向を注視していく必要がある。

個別療育の実施件数はR1年度401件であったが、コロナ禍のR2年度が388件、R3年度が297件と減少したものの、R4年度は417件でコロナ禍前の実績を上回り、今回の調査では419件となり、R1年度の104%まで増加した(図13)。このことから身近な場所で気になる子どもに対して「気づき」の段階から早期に適切な発達支援を行う体制や、子育ての困難さや不安を感じる保護者に対して相談支援を行う体制の充実が図られており、本事業の目的に沿った結果となっていると考えられる。

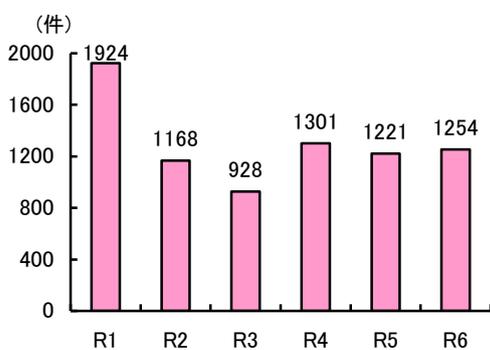


図11 専門性向上実施総件数

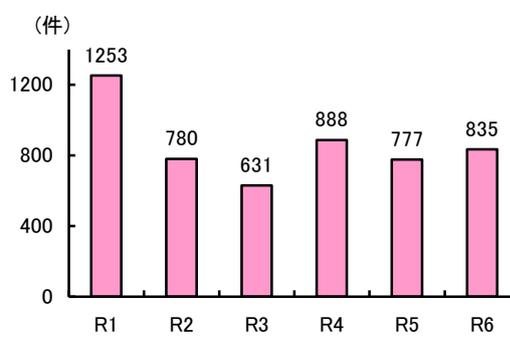


図12 専門性向上集団療育実施件数

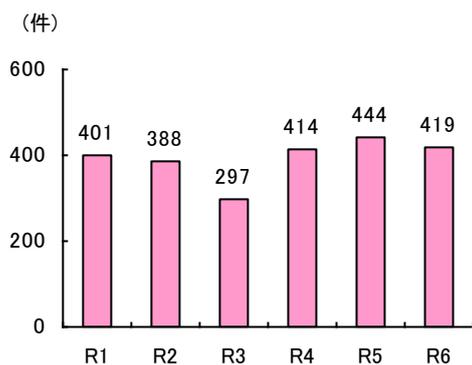


図13 専門性向上個別療育実施件数

※個別療育の実施件数419件のうち、家庭訪問は5件であった。全体の1%であるが（図14）、地域巡回では適切な支援を行うことが困難なケースに対応できており、身近な地域で発達支援体制、相談支援体制の充実を図るといった本事業の目的に沿った結果になっていると考えられる。

利用総人員231人のうち、新規の利用者は136人で、その割合は59%であった（図15）。このことから、身近な場所で、早期かつ専門的な発達支援を行う体制の充実が図られており、本事業の目的に沿った結果になっていると考えられる。

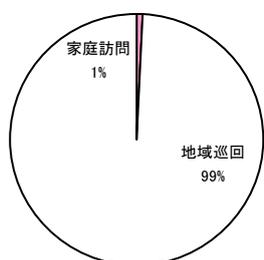


図14 専門性向上個別療育形態別実施数

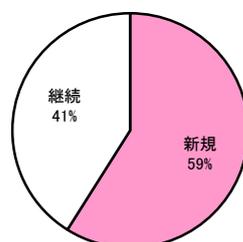


図15 専門性向上新規利用者数

※集団療育の実施件数は835件のうち、乳幼児、幼児を対象とした実施件数が817件で、その割合は98%であった（図16）。乳幼児健診後のフォロー教室は母子保健事業として各市町で実施されているが、教室の実施回数は限られるため、ネウボラや市町母子保健と連携して「専門性向上」における集団療育を実施していることから、本事業の対象となる子どもは要フォロー児の他、育児不安や育児放棄、虐待疑いも含まれ、一般の子育て支援で実施されている親子教室や育児サークルに参加しづらいケースも少なくないと考えられる。そのためネウボラや市町母子保健と連携して集団療育を実施することにより、子育ての困難さや不安を感じた段階から、身近な地域での発達支援、家族支援を行う体制の充実が図られており、本事業の目的に一層沿った結果になると考えられる。

※個別療育の実施件数419件のうち、小学生を対象とした実施件数が191で、その割合は46%であった。中・高校生・20歳未満を含めた実施件数は206件で49%であった(図17)。本事業は、ネウボラや市町母子保健と連携し、子どもの発達支援を行うという対応方針であるものの、乳幼児期だけではなく、学童期から青年期の子どもも多く利用しており、本事業が他の機関や支援システムでは対応できないケースも支援していると考えられる。集団療育の実施件数835件のうち、小学生以上を対象とした実施件数は18件で、その割合は2%であった(図18)。重症心身障害児・者の療育を実施してきた事業所においては、他に補完できる事業がないため、わずかではあるが本事業の利用が継続されている。

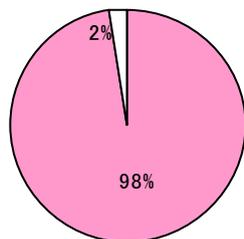


図16 専門性向上集団療育乳幼児対象実施件数

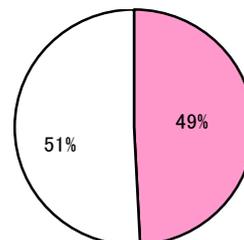


図17 専門性向上個別療育小学生以上対象実施件数

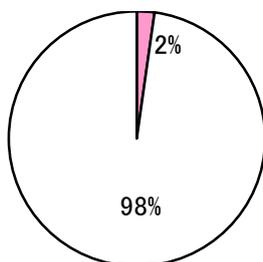


図18 専門性向上集団療育小学生以上対象実施件数

※受給者証所持数の割合はR3年度12%、R4年度10%で、R5年度7%、今回の調査では6%であった(図19)。このことから、本事業の対象となる子どもは障害児通所支援事業の対象とは限らず要フォロー児の他、育児不安も含まれていると考えられ、ネウボラや母子保健と連携を強化し、身近な場所で早期かつ専門的な発達支援を行うといった本事業の目的に沿った結果になっていると考えられる。

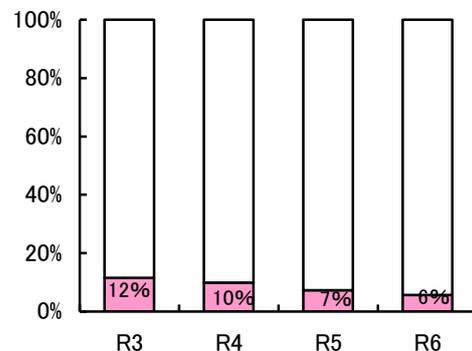


図19 専門性向上受給者証所持数の割合

iii) 令和6年度の多障害・早期専門対応力地域支援事業「専門性」全体の実人員を市町に分けて記入してください。

圏域	市町名	実人員
広島西	大竹市	5 人
	廿日市市	2 人
広島	広島市	0 人
	安芸高田市	0 人
	府中町	0 人
	海田町	0 人
	熊野町	1 人
	坂町	15 人
	安芸太田町	0 人
	北広島町	0 人
呉	呉市	33 人
	江田島市	0 人
広島中央	竹原市	6 人
	東広島市	0 人
	大崎上島町	0 人
尾三	三原市	0 人
	尾道市	123 人
	世羅町	1 人
備北	三次市	19 人
	庄原市	16 人
福山・府中	福山市	10 人
	府中市	0 人
	神石高原町	0 人
合計		231 人

※この事業は広域の見地にたつて事業の推進を図る観点から、障害保健福祉圏域に概ね2か所の施設が指定され実施するものとされているが、支援を実施した箇所数は市町によって偏りがみられ、地域格差のない支援体制について検討していく必要はあると考えられる。

iv) 令和6年度の多障害・早期専門対応地域支援事業の「専門性向上」利用者のこれまでの利用期間について

	1年未満	1年以上3年未満	3年以上	計
人数	134人	54人	43人	231人

※利用期間が3年以上の利用者数

とその割合はR3年度39人の14%、R4年度66人の23%、R5年度42人の16%であったが、今回の調査では43人の19%であった(図20)。この内の一定数は島しょ部を巡回して療育・相談を継続的に実施しているケースであり、支援コーディネート事業や他の機関、支援シス

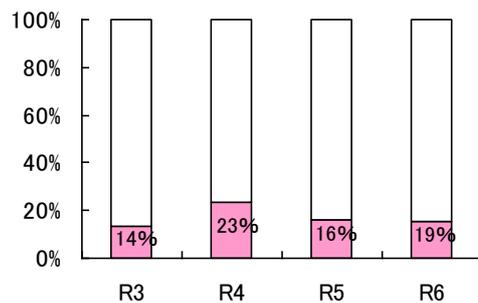


図20 専門性向上利用期間3年以上

テムに繋がりにくく、本事業の利用が継続されていると考えられることから、身近な地域での発達支援機能の充実が図られており、本事業の目的に沿った結果になっていると考えられる。また、保護者の障害受容が困難なケースや育てにくさ等から子育てが困難なケースに対して3年以上の継続した支援を丁寧に行っており、子どものみならず保護者に対する相談体制の充実を図るといった本事業の目的に沿った結果になっていると考えられる。

v) 令和6年度の多障害・早期専門対応地域支援事業の「専門性向上」利用者の利用頻度の状況について

	月に4回以上	月に1～3回	3か月に1回	1年に1回	不定期 (必要に応じて実施)	計
実施数	0人	77人	19人	66人	69人	231人

※利用頻度は「月に4回以上(週に1回以上)」もしくは「月に1～3回」実施の割合はR3年度36%、R4年度31%で、R5年度20%で、今回の調査でも33%であった。この内の一定数は島しょ部を巡回して療育・相談を継続しているケースであることから、身近な地域での発達支援体制の充実が図られており、本事業の目的に沿った結果になっていると考えられる。一方「1年に1回」もしくは「不定期(必要に応じて実施)」の割合はR3年度51%、R4年度63%で、R5年度68%で、今回の調査では58%であった(図21)。本事業の対象となる子どもは障害児通所支援事業の対象と限らず要フォロー児の他、育児不安も含まれていると考えられ、気になる子どもに対して「気づき」の段階から適切に発達支援を行う

とともに、子育ての困難さや不安を感じる保護者に対する相談体制の充実が図られており、本事業の目的に沿った結果になっていると考えられる。

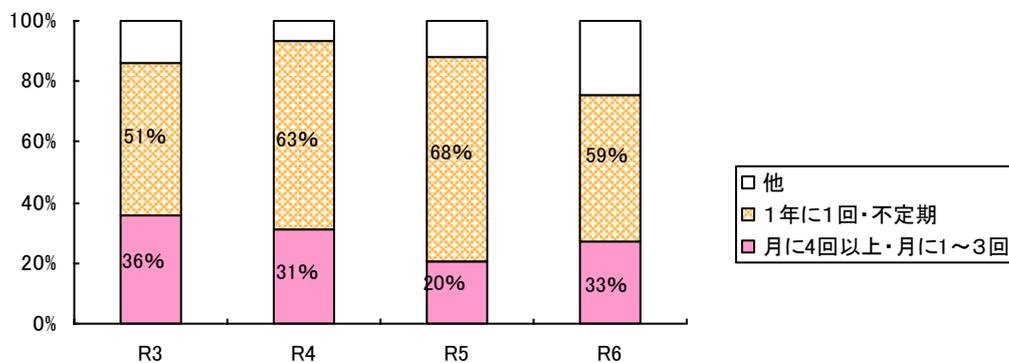


図21 専門性向上利用頻度

vi) 令和6年度の多障害・早期専門対応地域支援事業の「専門性向上」利用者の内、利用者の障害の状況について

区分	人数
身体障害児・者	3 人
知的障害児・者	6 人
発達障害児・者	46 人
医療的ケア児・者（重症心身障害児・者）・難病	0 人
診断名なし・未受診・診断名が確定できる段階ではない等	176 人
その他（ ）	0 人
計	231 人

※「診断名なし・未受診・診断名が確定できる段階ではない等」の人数の割合はR3年度72%、R4年度79%で、R5年度83%で、今回の調査では76%であった（図22）。このことから、気になる子どもに対して「気づき」の段階から早期に適切な発達支援を行うといった本事業の目的に沿った結果になっていると考えられる。

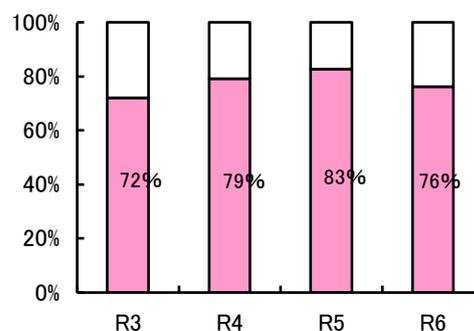


図22 専門性向上利用者の障害の状況

vii) 令和6年度の多障害・早期専門対応地域支援事業の「専門性向上」利用者の内、新規利用者の利用の経緯の状況について

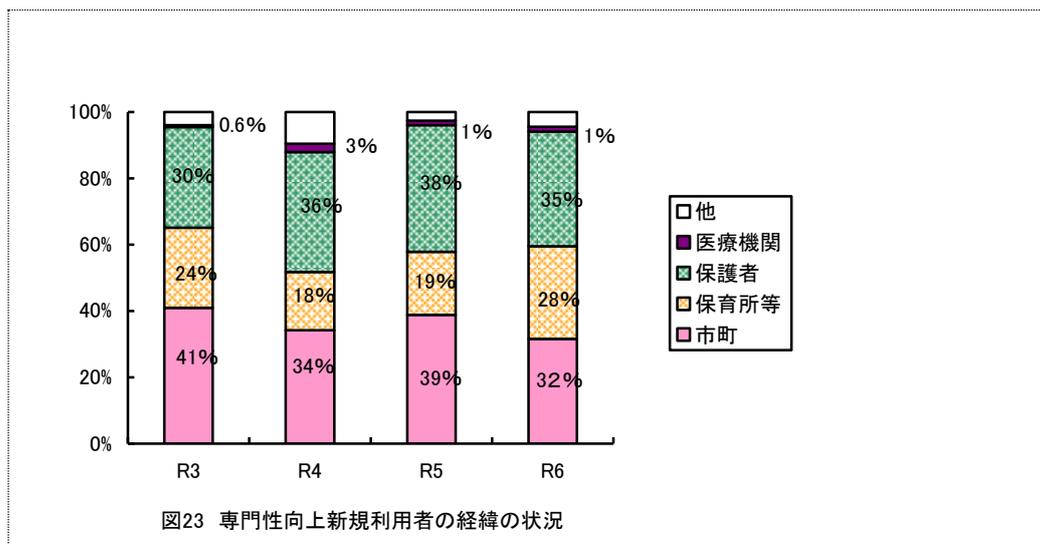
区分	人数
市町（保健部局、福祉部局）から紹介があった	43 人
医療機関から紹介があった	2 人
保育所・幼稚園・認定こども園・学校からの紹介があった	38 人
障害児通所支援事業所からの紹介があった	2 人
保護者から直接、相談があった（知人の紹介、HP で知った等含む）	47 人
自施設の通所事業等の利用者の中で本事業が必要になった	0 人
その他（・相談支援より、就学に際して検査が必要となったため ・生活困窮者自立支援センター、母子生活支援センター、基幹相談支援センター）	4 人
計	136 人

※「市町からの紹介があった」の人数の割合はR3年度41%、R4年度34%、R5年度39%、今回の調査では32%の43人であった（図23）。保健師等との連携によるものと考えられ、ネウボラや母子保健との連携を強化し、身近な場所で早期かつ専門的な発達支援を行うといった本事業の目的に沿った結果になっていると考えられる。

「医療機関から紹介があった」人数の割合はR3年度0.6%、R4年度3%、R5年度1%であったが、今回の調査でも1%であった（図23）。一方で「保育所・幼稚園・認定こども園・学校からの紹介があった」の人数の割合はR3年度24%R4年度18%、R5年度19%で、今回の調査では28%、であった（図23）。本事業が福祉的な側面が強いことを示唆していると考えられる。

「市町から紹介があった」、「保育所・幼稚園・認定こども園・学校から紹介があった」を合わせた人数の割合は60%となり、圏域支援ネットワークの中核施設として関係機関との連携を図るといった本事業の目的に沿った結果になっていると考えられる（図23）。

「保護者から直接、相談があった」の人数の割合はR3年度30%、R4年度36%、R5年度38%であったが、今回の調査では35%の47人であった（図23）。社会における発達障害に関する認知度の高まりもあり、保護者同士の口コミによる利用経緯が多くなってきたことは利用する側の評価が高いことを示していると考えられる。一方で自己完結の色合いが強まり「自分で何とかしなくては、早くしなくては」と焦る保護者が増えているとの報告もあり、今後の動向を注視していく必要があると考えられる。



viii) 令和6年度の多障害・早期専門対応地域支援事業の「専門性向上」利用者において、受給者証を受けていない理由について

	理由	人数
ア	受給者証の対象になるケースではない	61 人
イ	利用し始めて間がなく、受給者証の対象となるケースかは、これから評価していく予定である	73 人
ウ	受給者証の受給を勧めていく予定だが、まだその段階ではない	11 人
エ	受給者証を勧めていく予定だが、保護者の障害受容にまだ時間がかかる	17 人
オ	受給者証を受けていく予定または、手続き段階、あるいは年度途中に取得	15 人
カ	受給者証を受けていきたいが、利用できる事業所が地域にない	0 人
キ	受給者証を受けても、本事業のような内容の支援を受けるサービスは他にない	41 人
ク	その他	0 人
	計	218 人

※「イ. 利用し始めて間がなく、受給者証の対象となるケースかは、これから評価していく予定である」については、今後受給者証の対象とならないケースも少なくないと考えられるが、「ア. 受給者証の対象になるケースではない」と「イ.」の割合を合わせるとR3年度61%、R4年度51%、R5年度57%であったが、今回の調査では61%であった。このことは、気になる子どもに対して「気づき」の段階から早期に適切な発達支援を行うといった本事業の目的に沿った結果となっていると考えられる。

※「ウ. 受給者証の受給を勧めていく予定だが、まだその段階ではない」と「エ. 受給者証を勧めていく予定だが、保護者の障害受容にまだ時間がかかる」の割合を合わせるとR3年度22%、R4年度15%、R5年度10%で、今回の調査では13%であった(図24)。このことは、子育ての困難さや不安を感じる保護者に対する相談支援体制の

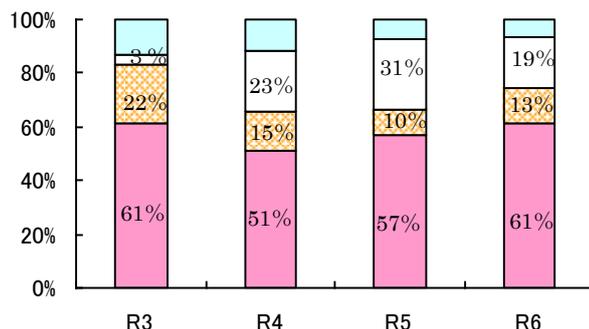


図24 専門性向上利用者の受給者証を受けていない理由

充実が図られており、本事業の目的に沿った結果となっていると考えられる。

「キ. 受給者証を受けても、本事業のような内容の支援を受けるサービスは他にない」の割合はR3年度3%、R4年度23%、R5年度31%であったが、今回の調査では19%であった。本事業のような福祉サービスが他には少ないため、本事業を継続的に利用していることを示唆していると考えられる(図24)。

ix) 令和6年度の多障害・早期専門対応地域支援事業の「専門性向上」利用者において、受給者証を受けているのに本事業を利用している理由について

	理由	人数
ア	受給者証を受けていても、本事業の内容と同等な障害福祉サービスが他にはない(地域にないことも含む)	8人
イ	受給者証を受け、他の福祉サービスを受けていくために調整している段階	1人
ウ	受給者証を受け、他の福祉サービスを受けていくために調整しているが、保護者の強い意向があり終了できない	3人
エ	受給者証を受け、相談支援専門員の利用計画の中に本事業を受けていく計画が示されているため	0人
オ	受給者証を受けているが、医療的なケアは必要な段階であること等、重度重複障害のケースで、本事業がそのケースの支援の重要な役割を果たしているため	0人
カ	受給者証を受けているが、家族を含めて困難な事例であり、他の機関からの要望もあり、本事業を打ち切ることが難しいケースのため	1人
キ	その他	0人
	計	13人

※「ア. 受給者証を受けていても、本事業の内容と同等な障害福祉サービスが他にはない」の割合はR2年度35%、R3年度79%、R4年度57%、R5年度43%で、今回の調査では62%であった（図25）。本項目の回答状況は変動が大きいものの、前述と同様に、本事業のような障害福祉サービスが他には少ないため、本事業を継続的に利用していることを示唆していると考えられる。

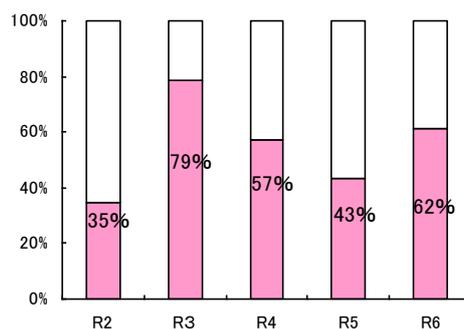


図25 専門性向上利用者の受給者証を受けているのに本事業を受けている理由

(4) 支援コーディネート事業

①令和6年度の支援コーディネート事業実施件数及び実人員の数について

【 】内には、実人員を記入

	乳幼児 (3歳未満児)	幼児 (3～5歳児)	小学生	中・高校生 ・20歳未満	20歳 以上	計	受給者証 所持の数
個別	445件 【278人】	1214件 【522人】	355件 【141人】	128件 【42人】	21件 【7人】	2163件 【990人】	373件 【155人】
内 新規	342件 【230人】	471件 【283人】	82件 【51人】	8件 【7人】	0件 【0人】	903件 【571人】	94件 【71人】
集団	1244件 【245人】	2382件 【409人】	130件 【31人】	22件 【7人】	0件 【0人】	3778件 【629人】	298件 【90人】
内 新規	688件 【178人】	678件 【195人】	3件 【2人】	1件 【1人】	0件 【0人】	1370件 【376人】	121件 【52人】

②令和6年度の支援コーディネート事業全体の件数・実人員

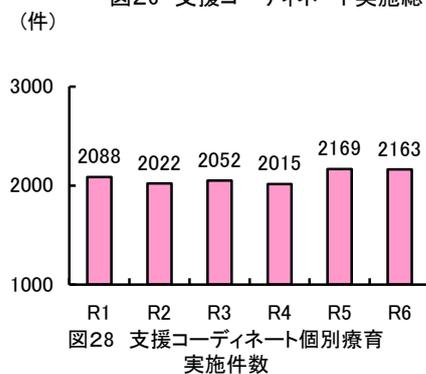
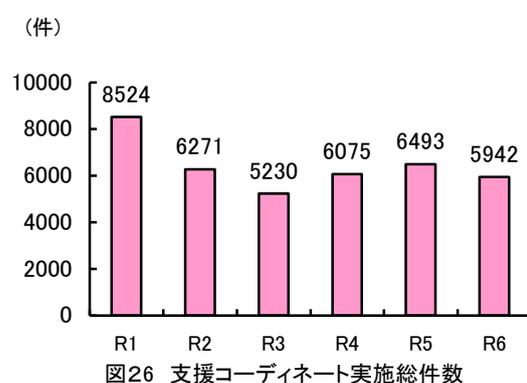
	全体	内 新規
件数	5942 件	2194 件
実人員	1253 人	750 人

※実施総件数をみるとR1年度は8524件であったが、コロナ禍のR2年度が6271件、R3年度が5230件と減少したものの、ウィズコロナからアフターコロナに転換し、R4年度は6075件で、R5年度6493件で、今回の調査では5942件となった（図26）。コロナ禍と比較すると増加したものの、コロナ禍前の実績や前年度の実績よりも下回る結果となっている。

実施件数の内訳をみると、集団療育の実施件数がR1年度6436件であったが、コロナ禍のR2年度が4251件、R3年度が3178件と減少したものの、R4年度は4060件、R5年度は4387件で、今回の調査では3778件となった(図27)。コロナ禍と比較すると増加したものの、実施総件数と同様に、コロナ禍前の実績や前年度の実績よりも下回る結果となっている。

多障害・早期専門対応地域支援事業「専門性向上」の集団療育と同様に、島しょ部を含めた地域の人口減少や少子高齢化の進行に加えて、母親の就業率の増加、3歳未満児の保育所保育の利用や幼稚園の満3歳児就園の増加が集団療育の実施件数や実施総件数の減少と関連していると考えられる。また社会における発達障害に関する認知度の高まりから、保護者の中で療育を受けることに対する懸念が薄まっており、地域に増加してきた児童発達支援事業所を利用するケースが、増えてきていることも関連していると考えられる。しかしながら本事業の対象となる子どもは障害児通所支援事業の対象と限らず、要フォロー児の他、育児不安も含まれているため、本事業の継続は重要であると考えられ、今後の動向を注視していく必要がある。

個別療育の実施件数はR1年度2088件であったが、コロナ禍のR2年度が2022件、R3年度が2052件と減少したものの、R5年度は2169件でコロナ禍前の実績を上回り、今回の調査でも2163件となり、R1年度の104%まで増加した(図28)。このことから身近な場所で気になる子どもに対して「気づき」の段階から早期に適切な発達支援を行う体制や、子育ての困難さや不安を感じる保護者に対して相談支援を行う体制の充実が図られており、本事業の目的に沿った結果となっていると考えられる。



※本事業の個別療育において乳幼児、幼児を対象に実施した件数が実施総件数の77%を占めている(図29)。また集団療育において乳幼児、幼児を対象に実施した件数は実施総件数の96%を占めている(図30)。本事業が身近な場所で早期かつ専門的な発達支援を行うといった目的に沿った結果となっていると考えられる。

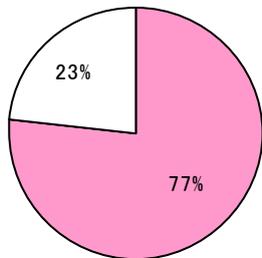


図29 支援コーディネーター個別療育乳幼児・幼児対象実施件数

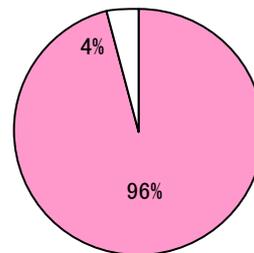


図30 支援コーディネーター集団療育乳幼児・幼児対象実施件数

※利用実員1253人のうち、新規の利用は750人でその割合は60%であった(図31)。このことから、身近な場所での、早期かつ専門的な発達支援を行う体制の充実が図られており、本事業の目的に沿った結果になっていると考えられる。

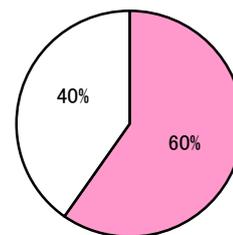


図31 支援コーディネーター新規利用者数

※受給者証所持数の割合はR3年度15%、R4年度17%で、R5年度21%で、今回の調査では19%であった(図32)。多障害・早期専門対応地域支援事業と同様に、本事業の対象となる子どもは障害児通所支援事業の対象と限らず、要フォロー児の他、育児不安も含まれていると考えられ、身近な場所で早期かつ専門的な発達支援を行う体制の充実が図られており、本事業の目的に沿った結果となっていると考えられる。受給者証を

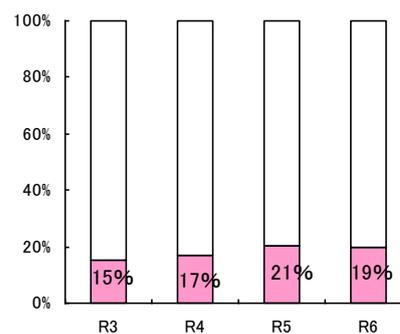


図32 支援コーディネーター受給者証所持数

受けていても本事業を利用するケースについては、本事業のような障害福祉サービスが他には少ないために、本事業を継続的に利用していることを示唆していると考えられる。

③令和6年度の支援コーディネート事業全体の実人員を市町に分けて記入してください。

圏域	市町名	実人員
広島西	大竹市	12 人
	廿日市市	80 人
広島	広島市	0 人
	安芸高田市	4 人
	府中町	65 人
	海田町	43 人
	熊野町	7 人
	坂町	10 人
	安芸太田町	0 人
	北広島町	97 人
呉	呉市	0 人
	江田島市	0 人
広島中央	竹原市	0 人
	東広島市	5 人
	大崎上島町	0 人
尾三	三原市	14 人
	尾道市	119 人
	世羅町	0 人
備北	三次市	115 人
	庄原市	21 人
福山・府中	福山市	654 人
	府中市	2 人
	神石高原町	5 人
合計		1253 人

※この事業は広域的見地にたつて事業の推進を図る観点から、障害保健福祉圏域に概ね2か所の施設が指定され実施するものとされているが、支援を実施した箇所数は市町によって偏りがみられ、地域格差のない支援体制について検討していく必要はあると考えられる。

④令和6年度の支援コーディネーター事業利用者のこれまでの利用期間について

	1年未満	1年以上3年未満	3年以上	計
人数	750 人	384 人	119 人	1253 人

※利用期間が3年以上の利用者の割合はR3年度11%、R4年度は7%、R5年度8%であったが、今回の調査では9%であった(図33)。本事業の対象となる子どもは障害児通所支援事業の対象者とは限らず、要フォロー児の他、育児不安も含まれており、本事業の利用が継続していると考えられることから、身近な場所での発達支援体制の充実が図られており、本事業の目的に沿った結果となっていると考えられる。また保護者の障害受容が困難なケースや、育てにくさ等から子育てが困難なケースに対して3年以上の継続した支援を丁寧に実施しており、子どものみならず保護者に対する相談体制の充実を図るといった本事業の目的に沿った結果になっていると考えられる。

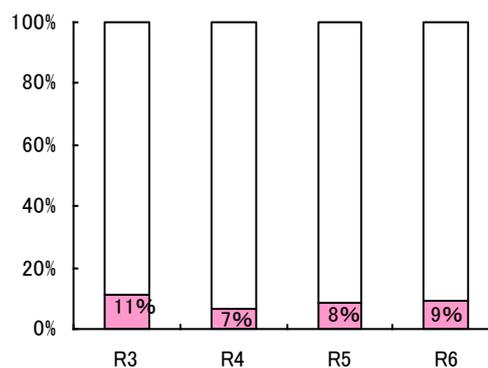


図33 支援コーディネーター利用期間3年以上

⑤令和6年度の支援コーディネーター事業利用者の利用頻度の状況について

	月に4回以上	月に1～3回	3か月に1回	1年に1回	不定期 (必要に応じて実施)	計
人数	0 人	488 人	231 人	258 人	276 人	1253 人

※利用頻度が「月に4回以上」もしくは「月に1～3回」実施の割合はR3年度43%、R4年度34%で、R5年度36%、R6年度39%であった(図34)。月に複数回の支援を実施しているケースが4割前後であることから、身近な地域で適切な発達支援を行うとともに、子育ての困難さや不安を感じる保護者に対する家族支援を丁寧に実施するといった発達支援体制や相談支援体制の充実が図られており、本事業の目的に沿った結果となっていると考えられる。

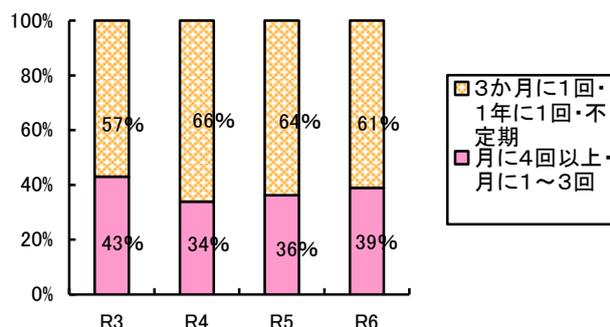


図34 支援コーディネーター利用頻度

利用頻度が「3か月に1回」「1年に1回」もしくは「不定期」実施の割合はR3年度57%、R4年度66%、R5年度64%で、今回調査は61%であった（図34）。頻回ではないものの必要に応じて支援を実施しているケースが6割前後であることから、本事業の対象となる子どもは障害児通所支援事業に対象と限らず、要フォロー児の他、育児不安も含まれていると考えられ、気になる子どもに対して「気づき」の段階から適切に発達支援を行うとともに、子育ての困難さや不安を感じる保護者に対する家族支援、相談体制の充実を図るという本事業の目的に沿った結果になっていると考えられる。

また、「幼児から児童期は発達面の変化が著しい時期であり、1回のスクリーニングのみでは必要な支援を見極めることが難しく、日常や集団生活場面等での状況から個々の特性や必要な支援内容を見極め、支援機関等への連携、調整が必要である」と示されていることから、定期的もしくは必要に応じて支援を実施していくことができる本事業の継続は重要であると考えられる。

⑥令和6年度の支援コーディネート事業利用者の内、利用者の障害の状況について

区分	人数
身体障害児・者	9 人
知的障害児・者	55 人
発達障害児・者	119 人
医療的ケア児・者（重症心身障害児・者）、難病	9 人
診断名なし・未受診・診断名が確定できる段階ではない等	1040 人
その他（聴覚障害児・者）	21 人
計	1253 人

※「診断名なし・未受診・診断名が確定できる段階ではない等」の人数の割合は、R3年度70%、R4年度75%で、R5年度83%で、今回の調査でも83%であった（図35）。このことは、気になる子どもに対して「気づき」の段階から早期に適切な発達支援を行うといった本事業の目的に沿った結果になっていると考えられる。

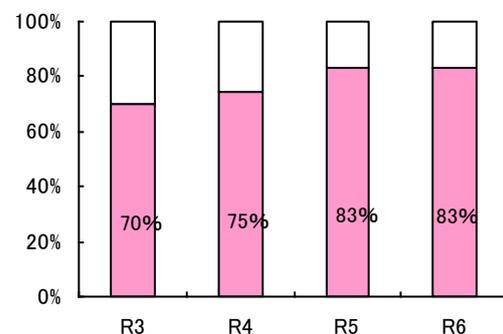


図35 支援コーディネート利用者の障害の状況(診断名なし等)

※割合としては低いものの身体障害児・者、知的障害児・者、発達障害児・者、医療的ケア児・者への専門的な支援も提供しており、他の事業では補完できない地域の障害児・者への支援も本事業が担っていると考えられる（図36）。

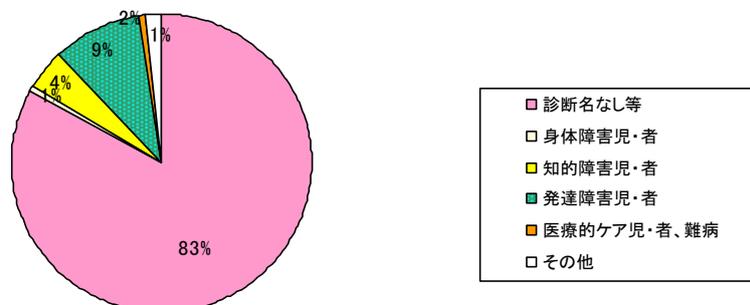


図36 支援コーディネーター利用者の障害の状況(R6)

⑦令和6年度支援コーディネーター事業利用者の内、新規利用者の利用の経緯の状況について

区分	人数
市町（保健部局，福祉部局）から紹介があった	332 人
医療機関から紹介があった	50 人
保育所・幼稚園・認定こども園・学校から紹介があった	178 人
障害児通所支援事業所からの紹介があった	16 人
保護者から直接，相談があった（知人の紹介・HP で知った等を含む）	159 人
自施設の通所事業等の利用者の中で本事業が必要になった	1 人
その他（こども発達支援センター、子育て支援センター、児童家庭支援センター、母子生活支援センター）	14 人
計	750 人

※「市町からの紹介があった」の人数の割合はR3年度35%、R4年度48%、R5年度38%で、今回の調査では44%であった（図37）。「保育所・幼稚園・認定こども園・学校から紹介があった」の人数の割合はR3年度20%、R4年度15%、R5年度26%で、今回の調査では24%であった（図37）。

「市町からの紹介があった」、「保育所・幼稚園・認定こども園・学校から紹介があった」を合わせた人数の割合は68%となり、圏域支援ネットワークの中核施設として関係機関との連携を図るといふ本事業の目的に沿った結果になっていると考えられる。

「保護者から直接、相談があった」の人数の割合はR3年度18%、R4年度19%、R5年度16%であったが、今回の調査では21%の159人であった（図37）。

社会における発達障害に関する認知度の高まりもあり、保護者同士の口コミによる利用経緯が多くなってきたことは利用する側の評価が高いことを示していると考えられる。一方で自己完結の色合いが強まり「自分で何とかしなくては、早くしなくては」と焦る保護者が増えているとの報告もあり、今後の動向を注視していく必要があると考えられる。

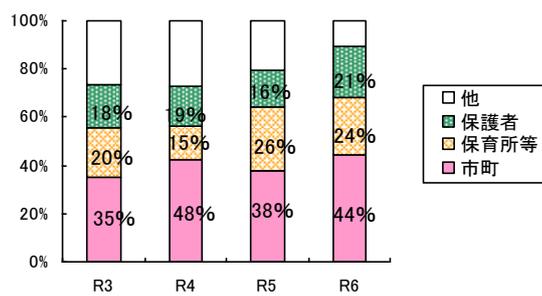


図37 支援コーディネーター新規利用者の利用経緯の状況

⑧令和6年度の支援コーディネーター事業利用者において、受給者証を受けていない理由について

	理由	人数
ア	受給者証の対象になるケースではない	143 人
イ	利用し始めて間がなく、受給者証の対象となるケースかは、これから評価していく予定である	329 人
ウ	受給者証の受給を勧めていく予定だが、まだその段階ではない	147 人
エ	受給者証を勧めていく予定だが、保護者の障害受容にまだ時間がかかる	95 人
オ	受給者証を受けていく予定または、手続き段階、あるいは年度途中で取得	191 人
カ	受給者証を受けていきたいが、利用できる事業所が地域にない	5 人
キ	受給者証を受けても、本事業のような内容の支援を受けるサービスは他にない	68 人
ク	その他 (保護者の都合(両親共働きなど)で受給者証を受けても事業所を利用する生活に至らない)	20 人
	計	998 人

※「イ. 利用し始めて間がなく、受給者証の対象となるケースかは、これから評価していく予定である」については、今後受給者証の対象とならないケースも少なくないと考えられるが、「ア. 受給者証の対象になるケースではない」と「イ」の割合を合わせるとR3年度58%、R4年度62%、R5年度58%であったが、今回の調査では48%であった(図

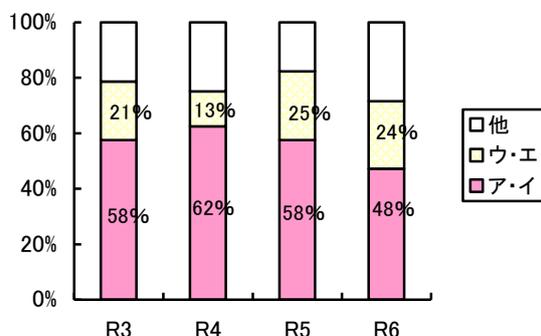


図38 支援コーディネーター利用者の受給者証を受けていない理由

38)。このことは、気になる子どもに対して「気づき」の段階から早期に適切な発達支援を行うといった本事業の目的に沿った結果となっていると考えられる。

「ウ. 受給者証の受給を勧めていく予定だが、まだその段階ではない」、「エ. 受給者証を勧めていく予定だが、保護者の障害受容にまだ時間がかかる」の割合を合わせるとR3年度21%、R4年度13%、R5年度25%であったが、今回の調査では24%であった（図38）。このことは、保護者に対する相談支援体制の充実を図るといった本事業の目的に沿った結果になっていると考えられる。

⑨令和6年度の支援コーディネート事業利用者において、受給者証を受けているのに本事業を利用している理由について

	理由	人数
ア	受給者証を受けていても、本事業の内容と同等な障害福祉サービスが他にはない（地域にないことも含む）	115 人
イ	受給者証を受け、他の福祉サービスを受けていくために調整している段階	60 人
ウ	受給者証を受け、他の福祉サービスを受けていくために調整しているが、保護者の強い意向があり終了できない	21 人
エ	受給者証を受け、相談支援専門員の利用計画の中に本事業を受けていく計画が示されているため	4 人
オ	受給者証を受けているが、医療的なケアは必要な段階であること等、重度重複障害のケースで、本事業がそのケースの支援の重要な役割を果たしているため	10 人
カ	受給者証を受けているが、家族を含めて困難な事例であり、他の機関からの要望もあり、本事業を打ち切ることが難しいケースのため	5 人
キ	その他（事業所でサービスを受けているが、個別での本事業をすすめられた）	3 人
計		218 人

※「ア. 受給者証を受けていても、本事業の内容と同等な障害福祉サービスが他にはない」の割合はR3年度71%、R4年度69%、R5年度69%で、今回の調査では53%であった（図39）。本事業のような障害福祉サービスが他には少ないため、本事業を継続的に利用していることを示唆していると考えられる（図39）。

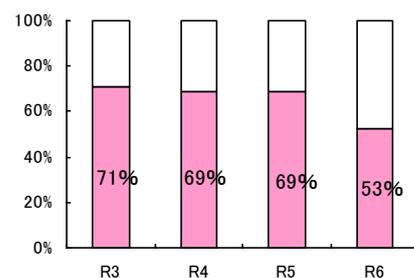


図39 支援コーディネート利用者の受給者証を受けているのに本事業を受けている理由

2 機能強化事業（地域施設対応力向上支援事業／多障害・早期専門対応地域支援事業／支援コーディネート事業）を実施していく上で、困難と感じる事柄、解決すべき課題、希望する事業の在り方、等々ありましたら、お答えください。

<自由記述>

○児童発達支援センター等機能強化事業

- ・多障害・早期専門対応地域支援事業、支援コーディネート事業を実施することで、家族全体の課題（虐待ケースなど）のフォローをしやすく、福祉サービスや各機関との連携を取りやすい。
- ・児童発達支援センターの中核機能の取り組みが開始したことにより、障害児等療育支援事業の指定を受けるセンターが増えたことは有難い。
- ・福山市には児童発達支援センターが5か所あり、中核機能強化の実施により、今の自事業所の役割や意義がどうなっていくか、利用ニーズはどうか、など今後について動向をみていく必要はある。
- ・国や自治体の方針として、福祉事業のICT化、効率化が求められている中、本事業に関わる事務についても、できるところは記録ソフトなどの導入や対応を行い、効率化を進めていきたい。その際に全センターで共通の様式が求められるため、既存ソフトやシステムの導入が難しい。各事業所によって状況や必要性が異なるので一概には効率化が必要といえない状況があるのもわかるが、当園はかなりの事務量を抱えているため、可能なら今後の動向の検討も含め全体の課題として少しずつでも取り上げてもらえると有難い。
- ・中核機能強化事業が障害児等療育支援事業を活用するようと言われているが、それでよいのか確認したい。また利用の希望者も多く、引き続き事業の継承を希望する。

○地域支援対応力向上支援事業

- ・地域の障害児通所支援事業所や施設職員の力の向上に繋がっており、地域の底上げとして大変効果的な事業であると捉えている。今後も継続して取り組んでいきたい。
- ・機能強化事業を実施する中で地域支援対応力向上支援事業を活用することで、福祉サービスの保育所等訪問支援事業に繋がりがやすくなっている。環境全体の把握がしやすい状況なので今後も活用したい。
- ・事業所が公立か私立か、保育園か幼稚園かで機能強化事業の捉え方に温度差があり、支援に入りやすいところもあれば支援に入りにくいところもある。地区全体への平均的な支援は難しい。
- ・保育園等と一体で運営できる児童発達支援が開設され、同じ運営団体である児童発達支援に助言や相談を求めるケースがあり、児童発達支援センターとしての支援が入りにくいところもある。

- ・幼稚園、保育所、こども園への支援の依頼が少しずつ増えてきている。兼務の職員が担当することがあるので、その時間での療育体制を担保することが難しいことがある。
- ・事業を担う職員の育成に時間がかかる。

○多障害・早期専門対応地域支援事業

- ・子どもたちや保護者の方が、地域の中で安心して過ごせるよう、地域関係者に向けての講演会を実施。多数の参加をいただき、グループワークを通じて地域の中でのそれぞれの役割などを再認識できた。子どもたちや保護者の方が安心して、この地域で生活できるよう、地域の方への発達の理解を広げ、深めていくために、児童発達支援センターとしての地域の中核的な役割を今後も意識高く持ち、果たしていきたいと考えている。
- ・尾道市の因島・瀬戸田地域、その他愛媛県の離島等で訪問支援を行っているが、今後も事業の継続を見通して、職員の確保、療育の場の確保について不安が多い。地域の中で児童発達支援事業も以前よりは増えてきていること、少子化で利用児減少傾向にある中で、先の見通しを持ちながら検討していく必要を感じている。
- ・離島や人口の少ない過疎地域など、支援が行き届きにくい地域に、広島県東部の児童発達支援センターと事業所で組織された幼通協など民間の団体として、市町と契約をして支援を広げてきた。当園でもその流れで因島での療育等支援事業や三原市での巡回相談支援などを行っている。中核機能強化の取り組みが始まり、今後、各市町とそこで指定された児童発達支援センターや事業所が責任を持ち取り組みを進めていくことになれば、市町を超えて支援している中身について、すぐにではなくても整理と見直しをしていく必要性を感じている。

○支援コーディネーター事業

- ・現状を続けることで精いっぱいだが、引き続き1～2歳児の早期相談や早期療育の入り口としての役割を担っていきたい。
- ・児童発達支援事業所は数年でかなり増えてきているが、単独通園、保育所からの抜き出し療育等の形態が多い中、親子教室の希望が減ってきている印象がある。保護者のニーズが優先されていく中、関係機関との連絡を密にしながら支援を実施継続していきたい。一方で保護者が親子への支援を求めており、児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所では保護者への支援は弱く、保護者支援や保護者同士の繋がりを求めて、支援コーディネーター事業の利用継続を希望されるケースが毎年一定数いる。
- ・不登校の相談が増えている。きめ細かい対応を心掛けているが、家族が本人の発達に関して不安を感じていない場合の対応に悩むことがある。
- ・地域の中で支援コーディネーター事業を担う機関が限られており、少子化で利用児は減少傾向にあるが、年度初期で定員に達してしまい希望者に十分対応しきれないこともあり、今後すべてのニーズに応えていけるか不安はある。
- ・周囲に児童発達支援事業所が多く、障害児への早期療育の場や保護者への情報提供が整って

いる現状があり、それに加え少子化も影響されたのか利用児確保が困難な一年であった。

- ・児童発達支援事業を希望される方が多くおられるが、受け入れ枠が少なく繋がるのが難しい現状に対して、当事業所では児童発達支援事業の受け入れ枠を増やすなど工夫しているが十分とはいえず、不足していることは地域課題である。
- ・報告書や紹介状を求められたり、幼稚園、保育所などとの連携、子育てでの相談を受けたりすることがあるなど、事業としての請求ができない仕事が入ってくることがあり、その保障を出来ることがあれば助かる。
- ・継続的に相談を受けていきたいが、センターの人材不足や部屋の確保が難しいなど様々な理由により必要な支援を提供することが難しい。単価も低い。
- ・担当に対して利用が多く、集団の際には十分に応じにくいことがある。また懇談などに参加して学ぶ時間がとりにくくなり、事業の継承がスムーズに行いにくい面がある。

【資料】

※改正された箇所（下線）

広島県児童発達支援センター等機能強化事業の概要について

1. 広島県児童発達支援センター等機能強化事業の目的

在宅の重症心身障害児(者)、知的障害児(者)、身体障害児の地域における生活を支えるため、児童発達支援センター等の機能強化による障害児(者)への療育等を総合的に支援する事業を実施することで、身近な地域で療育指導、相談等が受けられる療育機能の充実を図るとともに、これらの療育機能を支援する県域における支援機関との重層的な連携を図り、もって障害児(者)の福祉の向上を図ることを目的とする。

2. 広島県児童発達支援センター等機能強化事業内容

ア. 地域施設対応力向上支援事業

幼稚園や保育園等、地域で子どもへの支援に携わる施設に対し、在宅障害児(者)の療育に関する技術の指導を行なうもの。

イ. 多障害・早期専門対応地域支援事業

(ア) 子育て支援機関等との連携

障害児通所事業所やネウボラ等の子育て支援機関に対する早期把握や障害受容、障害の特性に応じた専門的かつ適切な支援を行なうための研修、地域住民や習い事等の事業者等に対するインクルージョンを推進するための講演や研修等を実施する。

(イ) 支援を通じた専門性の向上

支援施設に相談・指導を担当する職員等で編成された相談・指導班を設置し、相談・指導を希望する在宅障害児(者)の家庭に定期的もしくは随時訪問し、又は、相談・指導を必要とする地域を巡回する等、地域の在宅障害児(者)とその保護者や地域の支援者等に対して個別又は集団の方法により、各種の相談・指導・健康診査及び介護等に関する指導・助言を行なうことにより、適切な支援を行なうことが困難な事例に対応するとともに、地域の子育て支援者等が多障害等様々な障害特性に対応した適切な支援が行えるようにするもの。

なお、個別は、相談・指導を行う者が、一回の指導において、在宅障害児(者)(保護者を含む)一人に対して、個室等により一定時間、個別に相談・指導を行う場合をいい、集団とは、相談・指導を行う者が一回の指導において、在宅障害児(者)(保護者を含む)2人以上に対して一定時間、相談・指導を行う場合をいう。

ウ. 支援コーディネート事業

外来の在宅障害児(者)及び保護者に対し、個別又は集団の方法により、各種の相談・指導を通じ、個々の状況や特性を的確に判断し、支援内容の検討をするとと

もに、医療機関等関係機関とのコーディネートを行なうもの。

なお、個別は、相談・指導を行う者が、一回の指導において、在宅障害児(者)(保護者を含む)一人に対して、個室等により一定時間、個別に相談・指導を行う場合をいい、集団とは、相談・指導を行う者が一回の指導において、在宅障害児(者)(保護者を含む)2人以上に対して一定時間、相談・指導を行う場合をいう。

3. 令和6年度広島県児童発達支援センター等機能強化事業の実施に係る単価について

区 分		基準額			
地域施設対応力向上支援事業		12,730 円			
多障害・早期専門 対応地域支援事業	子育て支援 機関等連携	実費（1回につき <u>80,000 円</u> 以内）			
	専門性向上	個別支援	6,030 円		
		集団支援 ※1	1日当 たりの 平均利 用人員 (※1)	10人以下	4,330 円
				11～19人	3,000 円
	20人以上			2,300 円	
健康診査	7,030 円				
支援コーディネート事業	個別支援	2,880 円			
	集団支援 ※1	1日当 たりの 平均利 用人員 (※1)	10人以下	2,750 円	
			11～19人	1,900 円	
			20人以上	1,500 円	

※1 1日当たりの平均利用人員は、

- 多障害・早期専門対応地域支援事業専門性向上集団支援

$$1日当たりの平均利用人員 = \frac{\text{月ごとの集団支援事業延べ件数}}{\text{月ごとの集団支援事業実施日数}}$$

- 支援コーディネート事業集団支援

$$1日当たりの平均利用人員 = \frac{\text{月ごとの支援コーディネート事業集団支援延べ件数}}{\text{月ごとの支援コーディネート事業集団支援実施日数}}$$

【付記】

過去の広島県障害児（者）地域療育等支援事業報告書について

- 「広島県障害児（者）地域療育等支援事業に関する報告書」（平成17年9月発行）
「平成17年度広島県障害児（者）地域療育等支援事業実態調査 報告書」
（平成18年11月発行）
- 「平成19年度広島県障害児（者）地域療育等支援事業実態調査 報告書」
（平成20年4月発行）
- 「平成21年度広島県障害児等療育支援事業実態調査 報告書」（平成22年4月発行）
- 「平成23年度広島県障害児等療育支援事業 福山市障がい児等療育支援事業
（広島市分を除く）実態調査報告書」（平成25年1月発行）
- 「平成27年度広島県障害児等療育支援事業 福山市障がい児等療育支援事業
（広島市分を除く）実態調査報告書」（平成29年2月発行）
- 「平成28年度広島県障害児等療育支援事業 福山市障がい児等療育支援事業
呉市障害児等療育支援事業（広島市分を除く）実態調査報告書」（平成30年2月発行）
- 「平成29年度広島県障害児等療育支援事業 福山市障がい児等療育支援事業
呉市障害児等療育支援事業（広島市分を除く）実態調査報告書」（平成30年8月発行）
- 「平成30年度広島県障害児等療育支援事業 福山市障がい児等療育支援事業
呉市障害児等療育支援事業（広島市分を除く）実態調査報告書」（令和元年9月発行）
- 「平成31（令和元）年度広島県児童発達支援センター等機能強化事業
福山市障がい児等療育支援事業 呉市障害児等療育支援事業（広島市分を除く）
実態調査報告書」（令和3年3月発行）
- 「令和2年度広島県児童発達支援センター等機能強化事業
福山市障がい児等療育支援事業 呉市障害児等療育支援事業（広島市分を除く）
実態調査報告書」（令和3年12月発行）
- 「令和3年度広島県児童発達支援センター等機能強化事業
福山市障がい児等療育支援事業 呉市障害児等療育支援事業（広島市分を除く）
実態調査報告書」（令和5年2月発行）
- 「令和4年度広島県児童発達支援センター等機能強化事業
福山市障がい児等療育支援事業 呉市障害児等療育支援事業（広島市分を除く）
実態調査報告書」（令和5年12月発行）
- 「令和5年度広島県児童発達支援センター等機能強化事業
福山市障がい児等療育支援事業 呉市障害児等療育支援事業（広島市分を除く）
実態調査報告書」（令和6年12月発行）

【発行元】 広島県障害児(者)地域療育等支援事業連絡協議会
事務局 社会福祉法人 柏学園
〒735-0015 広島県安芸郡府中町青崎東 7-12
TEL : 082-282-6500 FAX : 082-282-4981
令和 8 年 1 月 作成